

令和8年度

貴社の取組が市内全体の取組に！

あまがさき外国人材 雇用・育成・定着支援 モデル事業所 認証申請受付中！

外国人労働者にとって働きやすく、やりがいのもてる雇用環境づくりに取り組む事業所を尼崎市が認証(応援)し広くPRすることで、地域経済の発展と多文化共生社会のまちづくりを目指します！



POINT！ モデル事業所になると…

特典
その1

認証マークの活用

ホームページや
名刺等で
認証のPRを！



特典
その2

交流会への参加

交流会でつながりを
広げ、人材育成・雇用
環境のさらなる充実
を！



特典
その3

兵庫県実施

「ひょうごグローバル人材
活躍企業認定制度」への
申請書類が簡略化されます！



NEW！ 令和8年度 リニューアルポイント

NEW
01

より特色的な取組を評価します

タイムリーポイント

NEW!

各年度、本市が設定する
テーマに沿った取組

テーマは本市ホームページを
ご確認ください。



貴社の外国人材が活躍でき
ている秘訣を
ぜひ教えてく
ださい！

スペシャルポイント

NEW!

事業所の強みや特色を生かした
「自社ならではの」取組

(取組事例)

- ・信仰宗教の礼拝スペースを提供している
- ・信仰宗教に配慮した食事を実施している
- ・従業員同士のつながりを深めるため、運動会や親睦旅行を定期的に行っている

など

NEW
02

認証期間は
3年間！



更新申請により
4年目以降の認証継続も
可能です



くわしくはこちら

申請期限

令和8年

10月30日

金 まで！

申請の要件

- ① 尼崎市内に1年以上
事業所が所在していること



- ② 1年以上継続雇用する外国人材を1名以上有していること



- 【その他】
・市税を滞納していないこと
・労働関係法令及び
出入国関係法令等を
遵守していること など

※詳細はホームページを
ご確認ください。

認証の基準

5つの必須取組項目

- ① 厚生労働省が定める「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針（外国人雇用管理指針）」10項目を遵守していること
- ② 労働関係法令を遵守し、適切な就労環境の整備に努めていること
- ③ 外国人材の能力を発揮し中長期にわたり定着できるよう人材育成に取り組んでいること
- ④ 外国人材の人権を尊重するなど多文化共生の視点が盛り込まれた取組が、事業所内に周知されていること。
- ⑤ 外国人労働者の活躍推進が組織全体の活性化に寄与していること

3つの加点取組項目

- 💡 タイムリーポイント NEW! 💡
- ① 本市が年度ごとに定めるテーマに関し優れた取組を実施している
- 💡 スペシャルポイント NEW! 💡
- ② 事業所の強みや特色を活かした取組を行っている
 - ③ 兵庫県「グローバル人材活躍企業認定制度」の認証を受けている

✓ 申請から認証までの流れ



お問い合わせ

公益財団法人 尼崎地域産業活性化機構 事業課

〒660-0081

尼崎市昭和通2丁目6-68 尼崎市中心企業センター 4F



TEL：06-6488-9565



FAX：06-6488-9549



受付時間（土日・祝祭日除く月～金曜日）
午前9時から午後5時まで
※12月29日（火）～1月3日（日）は閉館



詳細は尼崎市ホームページをご覧ください